

# 令和4年度（2022年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務 仕様書

## 1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）ではこれまで「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（チャレンジマイナス70プラン）」（以下、「地域計画」という。）に基づき、地球温暖化対策を進めている。また、吹田市との「気候非常事態共同宣言」において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロに向けて取組みを進めることを表明した。現在、「地域計画」の見直しを行い、2050年に1990年度比で70%削減としていたこれまでの目標を、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標に変更することや新たな施策の実施を検討している。

本業務は、家庭部門における温室効果ガス排出量を抑制するため、市民のライフスタイルを再考していただく機会とし、行動変容を促すことを目的に実施するものである。

## 2. 委託期間

契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで

## 3. 業務内容

### (1. 市民向け地球温暖化対策事業業務の企画及び実施

地域計画の取組み項目に基づき、以下①～⑤の内容を企画し実施する。なお、感染症対策や参加者の利便性の観点から、オンラインでの開催等の工夫をすること。また、詳細はプロポーザル方式において提案された内容を基本とし、契約に向けて市と調整を行うものとする。

- ① 高効率な省エネルギー機器への買い替え促進
- ② 住宅の断熱化など省エネルギー性能の向上
- ③ エコドライブの実践のための事業
- ④ 日常的な省エネルギー等の行動促進
- ⑤ みんなで一斉に行う取組み

### (2. 地球温暖化に関する緩和策・適応策などの環境教育や普及啓発の企画及び実施

以下の①～④の内容を企画し実施する。なお、感染症対策や参加者の利便性の観点から、オンラインでの開催等の工夫をすること。また、①及び③の詳細はプロポーザル方式において提案された内容を基本とし、契約に向けて市と調整を行うものとする。

- ① 国民運動「COOL CHOICE」の普及啓発
- ② SNS等を活用した地球温暖化対策に関する情報の発信

本業務の専用 SNS アカウントを管理する。また、委託期間中おおむね 1 週間に 5 回以上、地球温暖化に関する情報を発信すること。また、本業務の内容に関連した動画（5 分程度最大 10 分のもの）を 2 本以上作成すること。なお、動画はとよなか環境 TV（本市の YouTube チャンネル）に掲載するため、事前に内容を協議し、作成した動画について市の確認後、修正依頼に応じること。

③ 環境学習講座

④ 出前講座

市がホームページで公開する「出前講座」に申し込みがあった場合に実施する。

(3. エコポイント制度の実施

● エコポイントチケット「とよか」の配布、管理、精算

① 「地球温暖化対策推進のためのエコポイントチケットとよか発行事業実施要綱」に基づき、本業務への参加者にとよかを配布し、管理及び精算等の事務を行う。

② とよかの管理は、管理台帳を作成し行うこと。

③ とよかの配布及び収受は、漏れなく管理台帳に記載すること。

④ とよかの換金については図 1 のとおりとすること。

⑤ とよか使用指定店との調整を行うこと。

● （仮称）地域通貨マチカネポイント（以下、「デジタルポイント」という。）付与に関する事務手続き

本市が導入を予定している、デジタルポイントの付与に関する業務を行う。

①作成予定の「地球温暖化対策推進のためのデジタル地域通貨発行事業実施要綱」に基づき、本業務への参加者にデジタルポイントを付与し、管理に関する事務を行う。

②デジタルポイントの管理は、管理台帳を作成し行うこと。

③デジタルポイントの付与は、漏れなく管理台帳に記載すること。

※デジタルポイントの付与開始は 10 月以降を予定しているため、付与開始の 2 ヶ月前を目途に調整を図ることとする。

(4. チャレンジマイナス 70 推進協議会の運営

豊中市チャレンジマイナス 70 推進協議会設置要綱に基づき設置された、チャレンジマイナス 70 推進協議会（以下「協議会」という。）の開催にかかる日程調整、議題の設定、必要な資料の作成、協議会の運営、会議録の作成などを行うこと。また、協議会の資料作成にかかる市との調整会議の日程調整、議題の設定、必要な資料の作成、会議録の作成などを行うこと。

(5. 広報・情報発信

本業務にかかる取組みについて、市民が広く参加できるよう、積極的な広報を行う。なお、市の広報誌への掲載による周知を行う場合があるため、市が指定する日

(おおむね実施月の2月前10日ごろ)までに、実施日、内容を連絡すること。

#### (6. 事業の効果検証

##### ① 二酸化炭素排出抑制量の把握

本業務の実施を通して、抑制される二酸化炭素量の推計を行うこと。

##### ② アンケート調査

本業務の実施を通して、参加者の行動変容について調査・検証する。なお、アンケートは、事前に市の承認を受けること。

#### 4. 成果品

##### (1. 報告書

以下①、②に記載の提出期限までに、報告書(データベース(Word))、データ形式(CD-R等)を提出すること。なお、報告書のうち1部は個人情報を削除して提出すること。

##### ① 中間報告書

本業務の上半期(9月30日まで)の実施内容を取りまとめたもの。

・提出期限:令和4年(2022年)10月31日(月)

##### ② 最終報告書

本業務の上半期分と下半期分をまとめた年間の実施内容を取りまとめたもの。

・提出期限:令和5年(2023年)3月31日(金)

##### (2. 会議録

以下①、②の会議後、1週間以内に会議録を提出すること。

##### ① チャレンジマイナス70推進協議会

##### ② 市との調整会議

##### (3. 作成した動画

本業務において作成した動画は、市が指定する日までにCD-R等に保存して提出すること。

#### 5. 業務実施体制

(1. 地球温暖化対策に関する専門的知識を有する者を含む総括責任者及び複数名の担当者でチームを構成し、業務にあたること。

(2. 本業務により市民の住居を訪問する際は、事前に市に登録を行い、市から発行された登録証を持参すること。また、登録証を発行された者は別に定める倫理規定を遵守すること。

#### 6. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類をデータで提出するものとする。

(1. 業務の着手時

- ① 業務着手届
- ② 総括責任者届
- ③ 体制表
- ④ 業務実施工程
- ⑤ 業務計画書
- ⑥ その他市が指定する書類

(2. 業務の完了時

- ① 業務完了届
- ② その他市が指定する書類

7. 業務上の留意事項

- (1. 常に市の担当職員と連絡を密にして業務を行うこと。業務の進捗状況については、適宜報告するものとする。本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市の担当職員と必要に応じて調整会議を行う。
- (2. 受託者は、関係機関との協議を必要とするとき、また、協議を求められた場合は、誠意を持ってこれにあたり、その内容について市に報告しなければならない。
- (3. 受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令規則、通知等を守らなければならない。
- (4. 本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものである。市が受託者に資料を貸与した場合、その一覧を作成のうえ、市に提出し、業務完了時に返却すること。
- (5. 受託者は、業務完了後、完了検査を受けなければならない。
- (6. 業務完了後、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良が発見された場合には、速やかに訂正するものとし、これに要した費用は受託者の負担とする。
- (7. 業務の実施に際して入手・利用した情報等は整理したうえで、市に提供するとともに、業務の成果品に関して発生する著作権等は市に帰属するものとする。
- (8. 受託者は委託業務履行期間満了前に市の担当職員又は市の指定する者に、業務内容の引継ぎを行うものとする。

8. その他

- (1. 本仕様書に記載のない事柄が発生した場合は、両者（受託者・委託者）の協議により決定する。
- (2. 契約時には必要に応じ、公募型プロポーザル方式における受託者からの提案内容を反映し、仕様書を作成する。
- (3. 業務の遂行にあたっては、感染症予防の対策を十分行うこと。

- (4. 参加者の募集等の申込みにおいて、オンライン化できる申込等はすべてオンライン化すること。また、オンラインでの申込が行えない市民にも配慮し複数の申込み方法を併用すること。

図1 「とよか」換金の流れ

